

出雲市被災地域中小企業等事業継続 緊急支援事業補助金のご案内

令和8年1月6日からの地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

市では、このたびの災害により被災された中小企業者等が事業を継続していくために、事業用に使用されていた施設設備や備品の修繕費等の一部を補助します。

対象要件(概要)

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定義する者であって、原則として市内に主たる事務所、工場等を置くものであり、以下の要件を全て満たす者

- ①令和8年1月6日からの地震により被害を受けた者であること。
- ②島根県税及び市税の滞納がないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でなく、これらと密接な関係を有していない者であること。

補助内容(概要)

補助対象経費	補助率	補助限度額
・施設設備等修繕費 ・備品修繕費 ・備品購入費及びリース費(修繕経費よりも安価な場合のみ対象)	補助対象経費(※1)の 2/3 以内	1事業あたり 200 万円

(※1) … 補助対象経費は、保険対応額を除いた「自己負担経費」が対象となります。
また、消費税等は補助対象経費から除きます。

申請方法等(概要)

以下書類を郵送、持参、メールのいずれかの方法で提出してください。

【申請に必要となる主な書類(概要)】

- ① 交付申請書
- ② 見積書
- ③ 被災状況の詳細が分かる書類(「被災写真」及び「被災届出証明書等」)
- ④ 市税の滞納のない証明
- ⑤ 島根県税の納税等の証明書 等

※詳しくは、申請の手引きまたは出雲市ホームページをご覧ください。



出雲市ホームページ

【申請期限】 令和8年10月30日(金) 17時15分

おたずね・申請先

出雲市役所本庁 商工振興課 商工企画係 (〒693-8530 出雲市今市町 70 番地)

電話番号 0853-21-6572 FAX 0853-21-6838

アドレス shoukou@city.izumo.shimane.jp